

よくあるお問合せ①

No.	様式等	質問	回答
1	様式1 設問2	令和7年度病院機能報告における病床・外来管理番号が分からない。	県医療政策課へお問合せください。 なお、精神病床のみの医療機関には番号がありませんので、「－」を記載してください。
2	様式1 設問11～13	経常収支が黒字の場合、入力は必要か。	黒字の金額については入力不要です。
3	様式1 設問14～16	病床数適正化支援事業とは何か。	令和7年度に実施した同事業（病床数を削減した医療機関に対し支給を行うもの）です。貴院の実績が分からない場合は、県医療政策課へお問合せください。
4	様式1 設問17～18	地域医療構想の取組の推進に向けた調査とは何か。	令和7年度に実施した調査です。令和7、8年度に病床削減・機能転換・再編等を行う予定の医療機関に回答いただいています。
5	様式1 設問19～21	病床機能再編支援事業とは何か。	宮崎県が実施している補助事業です。病床の削減等を行い、かつ要件を満たした医療機関に対して補助を行っています。
6	様式1 設問22～25	当院の在宅医療に係る施設届出を知りたい。	各医療機関の届出内容が不明の場合は、九州厚生局へ御確認ください。
7	様式1 設問45	病床稼働率はどのように算出するのか。	算出式は次のとおりです。 （在院患者数＋退院患者数）／（医療機関全体の病床数×3か月の日数） ※病床を削減済みの場合は削減の前月までの3か月間、 今後削減予定の場合は申請前月までの3か月間で算出してください。 ※算出は、削減対象の診療科・病床に限らず、医療機関全体の率です。
8	様式1 設問46	病床の削減時期は、2027年4月以降でもよいか。	補助対象となる削減時期は、2027年3月末までです。
9	様式1 設問47～48	感染症協定とは何か。	感染症法に基づき、県と医療機関が医療措置協定を締結するものです。協定を締結した医療機関は県HPで公表しています。 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/yakumukansensho/kurashi/hoken/20230622170633.html
10	様式1 設問66～69	休床病床の定義を教えてほしい。	直近の病床機能報告で報告された数になります。 報告数が分からない場合は、県医療政策課へお問合せください。

よくあるお問合せ②

No.	様式等	質問	回答
11	—	昨年度の病床数適正化支援事業に申請したが、一部の病床が支給対象にならなかった。今回改めて申請してもよいか。	申請可能です。 なお、昨年度支給対象となった病床は支給対象外になります。
12	—	申請が受理されれば病床を削減してもよいのか。	受理の状況に関わらず、病床の増減の際は、各圏域の地域医療構想調整会議における審議、保健所への医療法関係手続が必要です。
13	—	申請が受理されれば、支給されると考えてよいか。	国の予算の関係上、支給対象とならない、もしくは支給金額が限られる場合があります。
14	—	昨年度病床を削減した医療機関も支給対象となるか。	要綱で定められた要件を満たす場合は対象になります。
15	—	今後削減予定の病床であっても支給の対象になるか。	令和9年3月31日までに削減予定の病床は対象になります。
16	—	休床病床の削減でも支給対象になるか。	対象になります。ただし、1床当たりの支給額は半額になります。
17	—	療養病床の削減も支給対象になるか。	対象になります。
18	—	産科の病床削減も対象になるか。	現時点で分娩に用いておらず、かつ、今後も用いる予定のない病床は支給対象です。
19	—	病床を削減し、入院医療をやめる（無床診療所にする）場合は支給対象になるか。	入院医療を行わない場合は、支給対象になりません。